

## 新潟県柏崎市介護夜勤対応者補助金交付要綱

平成31年3月29日制定

令和3年3月31日改正

令和6年6月5日改正

令和8年3月31日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、入所（入居）又は宿泊を伴うサービス事業所において負担の大きい夜勤職員の処遇改善のため、独自で夜勤手当の増額を行う事業者に対し、一定の補助金を交付することで、事業者負担を軽減しながら夜勤職員の処遇改善を推進し、介護人材において特に確保の困難な夜勤者の離職防止と新規確保を図ることを目的に、予算の範囲内において、介護夜勤対応者補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特養等 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の3に規定する老人短期入所施設、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第23項に規定する看護小規模多機能型居宅介護及び同条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。
- (2) 夜勤 午後10時から翌日午前5時までの7時間の時間帯を含む勤務をいう（当該時間帯における途中まで又は途中からの勤務を含む。）。

(3) 夜勤手当 前号の時間帯の勤務を含む勤務について、事業者が定める給与に関する規程に規定する手当であって、介護職員（管理者等他の職務の兼務者を含み、宿直員等現場の介護に関わらない職員は、除く。）に対し、支給するものをいう。

（補助対象者の要件）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に所在する特養等を運営し、前年度末時点の夜勤手当（介護職員における介護業務に対するものに限る。以下同じ。）の額を新たに増額（事業者がこの補助金の交付を受けることによらず給与規定等を改定したことに伴う増額を除く。）している事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、前年度に柏崎市介護夜勤対応者臨時補助金又は柏崎市介護夜勤対応者補助金の交付を受けた事業者にあつては、前年度末の夜勤手当の額と同額以上（事業者がこの補助金の交付を受けることによらず給与規程等を改定したことに伴い前年度末の夜勤手当の額と同額以上となる場合を除く。）を支給するものとする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護職員を夜勤に最初に従事させた日から30日以内に、柏崎市介護夜勤対応者補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（申請者の責務）

第5条 申請者は、夜勤職員に対する処遇改善を図り、離職防止と新規確保に努めるものとする。

（補助金交付の決定）

第6条 市長は、第4条による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに補助金を交付するかどうかを決定し、柏崎市介護夜勤対応者補助金交付（変更交付・不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者へ通知しなければならない。

（補助金の対象経費及び交付額）

第7条 補助金の対象経費は、夜勤の実績に対する午後10時から翌

日午前5時までの事業者が支給する夜勤手当のうち、初めて補助金交付を受けた、又は受ける年度の前年度末の夜勤手当の額を増額（事業者がこの補助金の交付を受けることによらず給与規程等を改定したことに伴う増額を除く。）した額とする。

2 補助金の交付額は、対象経費に対し、夜勤者の夜勤1人1時間当たり200円を上限に、事業者が増額した増額分の手当の額とする。  
（交付時期）

第8条 申請者は、申請期間のうち、1月から3月までの期間を除き、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月までの四半期ごとに柏崎市介護夜勤対応者補助金実績表兼請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、第7条第2項の交付額の合計額を請求のあった日から起算して30日以内に支払うものとする。  
（変更交付申請）

第9条 申請者は、第4条の規定により市長へ提出した申請について、夜勤手当の額の改定等により補助金交付申請額に変更が生じた場合は、速やかに柏崎市介護夜勤対応者補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に変更内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金交付の変更決定）

第10条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに補助金交付の変更を決定し、柏崎市介護夜勤対応者補助金交付（変更交付・不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者へ通知しなければならない。

（実績報告）

第11条 申請者は、申請期間のうち1月から3月までの期間について、当該年度の末日までに、柏崎市介護夜勤対応者補助金実績報告書（別記第5号様式）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金交付額の確定）

第12条 市長は、前条による実績報告があったときは、当該実績報告に係る書類により事業実績及び対象経費を審査し、速やかに補助

金交付額を確定し、柏崎市介護夜勤対応者補助金確定通知書（別記第6号様式）により、申請者へ通知し、交付するものとする。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき、又は第5条に規定する責務を果たせなくなったとき。

(2) 提出した書類に虚偽又は不正な記載があったとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、柏崎市介護夜勤対応者補助金交付決定取消通知書（別記第7号様式）により通知し、交付した補助金の返還を求める場合にあっては、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（延滞金）

第14条 市長は、補助金の返還を命ぜられた者が、これを正当な理由なく納期日までに納付しなかったときは、交付規則第17条の規定により延滞金を徴収しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和12年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱施行の際改正前の新潟県柏崎市介護夜勤対応者臨時補助金交付要綱によってなされた手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の新潟県柏崎市介護夜勤対応者補助金交付要綱は令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。